

豊能町移動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊能町地域生活支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第2条第1項第12号に規定する移動支援事業について、実施要綱に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 この事業は、個別的支援が必要な障害者等に対し実施する次の各号に掲げる業務とする。ただし、一日の範囲内で業務を終えるものに限る。

(1) 社会生活上必要不可欠な外出支援に関する業務（通勤、営業活動等の経済的活動に係る外出及び社会通念上本制度を適用することが不適当な外出は除く）

(2) 余暇活動等の社会参加のための外出支援に関する業務（町長が適当でないと認める外出支援を除く）

(利用対象者)

第3条 この事業の対象者は、実施要綱第7条に規定する者のうち、移動支援の必要があると町長が認めた者とする。

(事業の利用)

第4条 利用者は、移動支援事業者に地域生活支援サービス受給者証を提示して、移動支援サービスを利用することができる。

(事業の中止)

第5条 町長は、事業の実施を継続する理由がなくなったとき又は事業の実施が適当でないと認めるときは、事業を中止することができる。

(その他)

第6条 この要綱及び実施要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。